

障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて

■大阪府における取組み方針（※第 1 回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会（以下、「差別解消部会」）（平成 25 年 11 月 14 日開催）資料 1 から抜粋）

- 障害者差別解消法が平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月から施行となる。
障害者差別解消法では、特定の行為が差別に当たるか否かは、事案に応じて個別具体的に判断されるものであるとし、障がいを理由とする差別について、あらかじめ一律に定めることはしていない。
不当な差別的取扱いの具体的事例や合理的配慮を行う上での視点等については、国の「基本方針」（平成 25 年度内予定）、「対応指針」（平成 26 年度中予定）で示されることとなっている。
- 府においては、依然として差別事案の相談が寄せられていることや、差別事案の多くが障がい又は障がい者についての無理解、偏見等により生じるとされることを踏まえ、何が差別に当たるのかをわかりやすく示す共通の「物差し」となるガイドラインを策定する。
ガイドラインの普及・啓発を図ることにより、府民の障がい理解を促進し、差別の解消につなげていく。
- また、障害者差別解消法第 14 条において、国及び地方公共団体は、障がい者や家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談や、差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制整備を図るものとされているため、府としての体制整備のあり方を検討する。

■「ガイドライン」の検討の進め方等について（※第 1 回差別解消部会（平成 25 年 11 月 14 日開催）資料 4 から抜粋）

1. 検討の進め方（総論）

- 事例募集において提出された事例等を基に、事務局において、分野ごとに、以下に従い分類した上で、今年度第 2 回以降の差別解消部会において提示することとする。
 - ①「不当な差別的取扱い」と思われる事例／
 - ②「合理的配慮の不提供」と思われる事例／
 - ③その他
- ①については、府民が「差別とは何か」という共通の認識を持つことができる物差しを分かりやすく提示する観点から、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事例について、どのような理由で、不当な差別的取扱いとなるのかや、逆に、どのような理由があるときに正当化されるかについて議論。
- ②についても①と同様に議論。但し、合理的配慮については、配慮を必要とする障がい者の態様や状況等、また、配慮が求められた側の事業規模、人員体制、費用負担等によって変

わる個別性の非常に高いものであることから、合理的配慮とは何かを明らかにするよりも、昨年度に大阪府が実施した、「社会的障壁の除去に向けた障がい者への配慮や工夫の事例」も参照しながら、望ましい取組み例について議論。

2. ガイドラインの検討対象とする「分野」について

- 差別は、障がい者の生活の様々な場面で起こり得るが、本部会の検討対象とする主な場面としては、他自治体の障がい者差別の解消に係る条例、また、府が取りまとめて公表した障がい者に対する配慮や工夫の事例募集の際の整理を参考に、府民生活に深く関わる以下の8分野が考えられる。

- ①公共交通機関、公共的施設・サービス等／②情報・コミュニケーション／③福祉サービス／④商品・サービス／⑤住宅・不動産／⑥医療／⑦教育／⑧雇用

3. 検討を進めるに当たっての認識（案）

（1）基本的な考え方

- 「障がい」「差別」「合理的配慮」等の概念については、障害者差別解消法を含む各法の規定や国の障害者政策委員会 差別禁止部会の意見書の中でおよその考え方が整理されていることから、今後の検討に当たっては、障害者差別解消法等の規定や、上記意見書の内容と整合をとることが考えられる。
- 具体的には、以下の（2）～（6）の方針に従って検討。

（2）「障がい」「障がい者」の捉え方

- 障がい者の定義について
⇒ 障害者基本法第2条第1号、障害者差別解消法第2条第1号の定義によるものとする考えられる。
- 障がいを理由として障がい者の家族等の関係者に対して、異なる取扱いをすることについて
⇒ 「不当な差別的取扱い」に該当しうるとの前提で検討することが考えられる。

（3）差別的取扱いに関する正当化事由

- 差別的取扱いをすることについて正当な理由が存在する場合について
⇒ 「不当な差別的取扱い」に該当しないとの前提で検討することが考えられる。

※差別禁止部会意見書（平成24年9月）より抜粋

当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合においては、不均等待遇は例外的に是認されることが妥当である。

ここで、「客観的に見て」とは、正当化事由の存否の判断は、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならないといったことを意味するものである。

(4) 合理的配慮の不提供に関する正当化事由

- 合理的配慮の実施に伴う負担が過重である場合について

⇒ 「合理的配慮の不提供」には該当しないとの前提で検討することが考えられる。

※差別禁止部会意見書（平成 24 年 9 月）より抜粋

合理的配慮は相手側の負担でその実施を求めるものであるが、無制限の負担を求めるものではない。本法においても、同様に均衡を失した又は過度の負担が生じる場合には措置が義務付けられないとすることが妥当である。過度の負担であるかどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

- 障がい者等からの意思表示がない場合について

⇒ 合理的配慮を実施する義務は生じないとの前提で検討することが考えられる。

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 Q & A 集（内閣府）より抜粋

「合理的配慮」とは、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存在する場合における個別の対応として求められるものであり、配慮を求められる相手方から見て、当該者が障害者なのか、配慮を必要としているか否かが分からない場合についてまで、具体的に配慮を義務付けることが困難なため。

意思の表明がない場合にも、法的な義務は発生しないものの、行政機関等や事業者が自主的に適切な配慮を行うことは、本法の趣旨に照らし望ましい。

(5) 私人の行為等

- 障がい者への誹謗中傷等、ネット上での書込み等について

⇒ これらは、一般私人の行為や個人の思想等に関することであるため、本部会での検討の対象外とすることが考えられる。

⇒ こうした行為については、「ガイドライン」の検討とは別に、啓発を通じて対応。

※差別禁止部会意見書（平成 24 年 9 月）より抜粋

私人間においては、結社の自由や私的自治の原則、法律による規制はできるだけ慎重であるべきこと等を踏まえると、合理的配慮の分野でも述べるとおり、どのような関係を取り結ぶかについて、個人の自由な意思に委ねられ、異なる取扱いをすることが社会的に容認されている私的な領域においては、法律で差別とすることは妥当ではない。

(6) 虐待等

- 法制度のある「虐待」（障害者虐待防止法）、「いじめ」（いじめ防止対策推進法）、「DV」（配偶者暴力防止法）、「児童虐待」（児童虐待防止法）について

⇒ 今後、障害者差別解消法に基づく国の「基本方針」や「対応指針」等においてどのように位置づけられるかを踏まえて、府ガイドラインにおける取扱いを検討することとし、当面は、論点を絞るため、これら他法令の分野は対象外とすることが考えられる。